

平成 27 年 8 月 5 日

機能性表示食品の広告掲載における留意点

一般社団法人 日本雑誌広告協会 倫理委員会

平成 27 年 4 月 1 日の食品表示法施行により機能性表示食品の販売が開始されました。

機能性表示食品は、事業者の責任で、科学的根拠に基づいた機能性を表示する食品で、栄養機能食品、特定保健用食品とともに保健機能食品です。

機能性表示食品は特定保健用食品とは異なり、国が安全性と機能性の審査を行っていません。事業者が、国の定めた一定のルールに基づき安全性や機能性に関する評価を行うとともに、生産・製造、品質の管理体制、健康被害の情報収集体制を整え、商品販売日の 60 日前までに消費者庁長官に届け出ることとなっています。また届けられた内容は、消費者庁のウェブサイトに公開されます。

広告掲載に際しては、以下の点に留意ください。

1. 届け出た機能性表示の範囲を超えないこと
2. 特定保健用食品と誤認されないこと
3. 必要な表示
 - ①機能性表示食品である旨
 - ②届出の表示（表示しようとする機能性）
 - ③特定保健用食品と異なり、消費者庁による個別審査を受けたものではない旨
 - ④食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスが必要な旨
 - ⑤疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨
4. 認められない表示
 - ①過剰摂取を助長する表現
 - ②疾病の治癒、予防効果がある旨
 - ③機能性表示に関して公的機関が認証・推奨する旨
 - ④機能性関与成分以外の成分を強調する表現
 - ⑤諸法令・業界自主基準等に抵触する表現

以上